

令和6年度一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、令和6年度の一般廃棄物処理実施計画を定め、白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例第13条に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年4月1日

白老町長 大塩 英男



記

1 計画期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 処理区域 白老町全域

3 処理計画量

(1) ごみ

	令和6年度処理計画量
燃やせるごみ	4,865トン
燃やせないごみ	452トン
資源ごみ	365トン
粗大ごみ	76トン
合計	5,758トン

(2) し尿・浄化槽汚泥

	令和6年度処理計画量
し尿	3,469トン
浄化槽汚泥	1,394トン
合計	4,859トン

4 排出抑制、減量化の方策

(1) 排出抑制の促進

「ごみ分別辞典」の配布	町民にとってごみの分別区分が難しくなっているため、ごみの分別排出方法を細かく記載した「ごみ分別辞典」を転入者等に配布し、分別収集・リサイクル、ごみの適正処理を推進する。
広報誌への掲載	町民にとって関心が高くタイムリーな情報と、町で保有する情報を広報誌「元気」へ毎月掲載することにより、ごみの排出抑制、分別ルールの浸透、意識の高揚を図る。
ホームページの充実	白老町ホームページにごみ情報を掲載し逐次更新することにより、24時間分別のルールが確認可能な状態にして、分別の推進を図る。
町内会活動との連携	住民運動の主体的な役割を果たす町内会と連携し、ごみステーションの管理、清掃、ごみの適正処理を効果的に行う。併せて、「出前講座」の実施により、住民一人一人の分別意識の向上を図る。
事業者に対する指導	事業系一般廃棄物の減量、再資源化を図るため、自主的なリサイクルの取り組みを啓発していくとともに、多量排出事業所への立入を行うなど、廃棄物の適正処理の指導や排出抑制、再利用の促進に努める。
生ごみ堆肥化容器等	ごみの減量化、資源化を図るため、家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、購入者に対しその経費の一部を補助金として交付する。

(2) 資源化の促進

粗大ゴミの再利用	粗大ごみの内、再利用可能なものについては、登別市クリンクルセンター内で修理のうえ、展示、販売する。
廃食用油の資源化	家庭から排出される使用済み食用油を拠点回収し、町内再資源化事業者にてバイオディーゼル燃料への再資源化を図る。
使用済小型電子機器等の資源化	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、有用金属（レアメタル等）を含む使用済小型電子機器等を公共施設で拠点回収し、国の認定を受けた認定事業者へ引渡し資源化を進める。
古着・古布の資源化	ウエス等の材料となる古着・古布を公共施設で拠点回収し、資源化事業者にて再資源化を図る。
生ごみ堆肥化容器購入助成	ごみの減量化、資源化を図るため、家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、購入者に対し助成金を交付する。

5. 排出及び処理の方法

(1) 家庭系廃棄物：一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物

区分	種類	排出方法	収集方法	収集形態	処理方法
燃やせる ごみ	別紙 ごみ分別辞典参照	町指定有料袋に入れ、朝8時までにゴミステーションに排出又は環境衛生センターに直接搬入	週2回ステーション回収	委託	登別クリンクルセンターで焼却
紙おむつ類	別紙 ごみ分別辞典参照	透明な袋に入れ、朝8時までにゴミステーションに排出又は環境衛生センターに直接搬入	〃	委託	登別クリンクルセンターで焼却
燃やせない ごみ	別紙 ごみ分別辞典参照	町指定有料袋に入れ、朝8時までにゴミステーションに排出又は環境衛生センターに直接搬入	月1回ステーション回収	委託	登別クリンクルセンターで破碎・分別・焼却
燃料ごみ	別紙 ごみ分別辞典参照	透明な袋に入れ、朝8時までにゴミステーションに排出又は環境衛生センターに直接搬入	週2回ステーション回収	委託	登別クリンクルセンターで焼却
資源ごみ	別紙 ごみ分別辞典参照	〃	月2回ステーション回収	委託	缶・ビン・ペットボトルは指定法人へ引渡し
有害ごみ	別紙 ごみ分別辞典参照	透明な袋に有害と書き、朝8時までにゴミステーションに排出又は環境衛生センターに直接搬入	月1回ステーション回収	委託	民間業者へ処理委託
粗大ごみ	別紙 ごみ分別辞典参照	俵白老清掃に電話で申し込み又は環境衛生センターに直接搬入	戸別回収	委託	登別クリンクルセンターで破碎・分別・焼却、再利用

(2) 事業系一般廃棄物：事業活動に伴い生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物（特別一般廃棄物は除く）

区分	種類	排出方法	処理方法
燃やせる ごみ	別紙ごみの適正処理 マニュアル参照	許可業者との契約 又は自己搬入	登別クリンクルセンターで焼却
燃やせない ごみ	別紙ごみの適正処理 マニュアル参照	許可業者との契約 又は自己搬入	登別クリンクルセンターで破碎・分別・焼却

資源ごみ	別紙ごみの適正処理 マニュアル参照	許可業者との契約 又は自己搬入	缶・ビン・ペットボトルは指定法人 へ引渡し
有害ごみ	別紙ごみの適正処理 マニュアル参照	許可業者との契約 又は自己搬入	民間業者へ処理委託

6. 施設の概要

①中間処理施設

・登別市クリンクルセンター

施設名	所在地	処理能力
登別市 クリンクルセンター	登別市幸町2丁目 5番地1	焼却処理施設 123 t/日(61.5 t × 2 炉) ※1日24時間 破砕処理施設 24 t/日 ※1日5時間稼働 資源化施設 11 t/日 ※1日5時間稼働 ・選別種類 スチール缶、アルミ缶、びん

②最終処分場 ※焼却灰処分は民間委託

・環境衛生センター

施設名称	白老町環境衛生センター		
施設所在	白老郡白老町字白老 778 番地 17		
敷地面積	135,700m ²		
供用開始	平成 11 年 4 月	管理体制	委託
埋立対象物	焼却残渣、破砕後不燃物、資源化処理残渣、道路清掃ごみ		
埋立面積	8,000m ²	埋立容量	23,900m ³
埋立構造	準好気性埋立	遮水方法	二重遮水シート
浸出水処理施設能力	21m ³ /日	浸出水調整池容量	897m ³
浸出水処理方法	生物処理 (回転円盤+凝集沈殿)		
受入れ時間	平日 9:00~16:30 土曜日 9:00~12:00 休み: 日曜・祝日及び年末年始 (12/30~1/4)		

③し尿処理施設

・白老し尿前処理施設 (令和 2 年度より下水道での共同処理に移行)

施設名	所在地	処理能力
白老し尿前処理施設	白老町高砂町 4 丁目 439 番地	20.5kl/日 (1日の受入能力)

7. 搬入禁止物及び処理不適物（適正処理困難物含む）

対 象	主 な 品 目
廃家電リサイクル 4 品 目	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコン ⇒各販売店に引き取り依頼
家庭系パソコン	デスクトップパソコン、ノートパソコン、パソコン用ディスプレイ ⇒製造メーカー又は許可業者へ相談 ※ディスプレイ以外は小型家電拠点回収可能
有害性のあるもの	バッテリー、農薬、劇薬とその容器、等 ⇒販売店・専門業者又は許可業者へ相談
危険性・引火性 の 有 る も の	火薬類、ガスボンベ、消火器、灯油、ガソリン、塗料、等 ⇒販売店・専門業者又は許可業者へ相談
そ の 他	コンクリート製品、レンガ、タイヤ、ホイール、オートバイ、スクーター、耐火金庫、大型楽器（ピアノなど）、墓石、仏壇、電動マッサージ台、ビリヤード台、浴槽、ボイラー、ホームタンク（91L以上）、ドラム缶（200L以上）、注射器、針、医療器具等 ⇒販売店・専門業者又は許可業者へ相談

8. 処理主体

①家庭系一般廃棄物

区 分	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	町（委託）	広域処理	焼却	民間委託	埋立
紙おむつ類	町（委託）	広域処理	焼却	民間委託	埋立
燃やせないごみ	町（委託）	広域処理	破碎・分別・焼却	民間委託	埋立
燃料ごみ	町（委託）	広域処理	焼却	民間委託	埋立
資源ごみ	町（委託）	広域処理	資源化		
有害ごみ	町（委託）	処理業者委託	資源化		
粗大ごみ	町（委託）	広域処理	破碎・選別・資源化	民間委託	埋立

②事業系一般廃棄物

区 分	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	町（委託）	広域処理	焼却	民間委託	埋立
燃やせないごみ	町（委託）	広域処理	破碎・分別・焼却	民間委託	埋立